

議第30号

滋賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

滋賀県消費者行政活性化基金条例（平成21年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成27年12月31日」を「平成30年12月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。